

入札物件概要

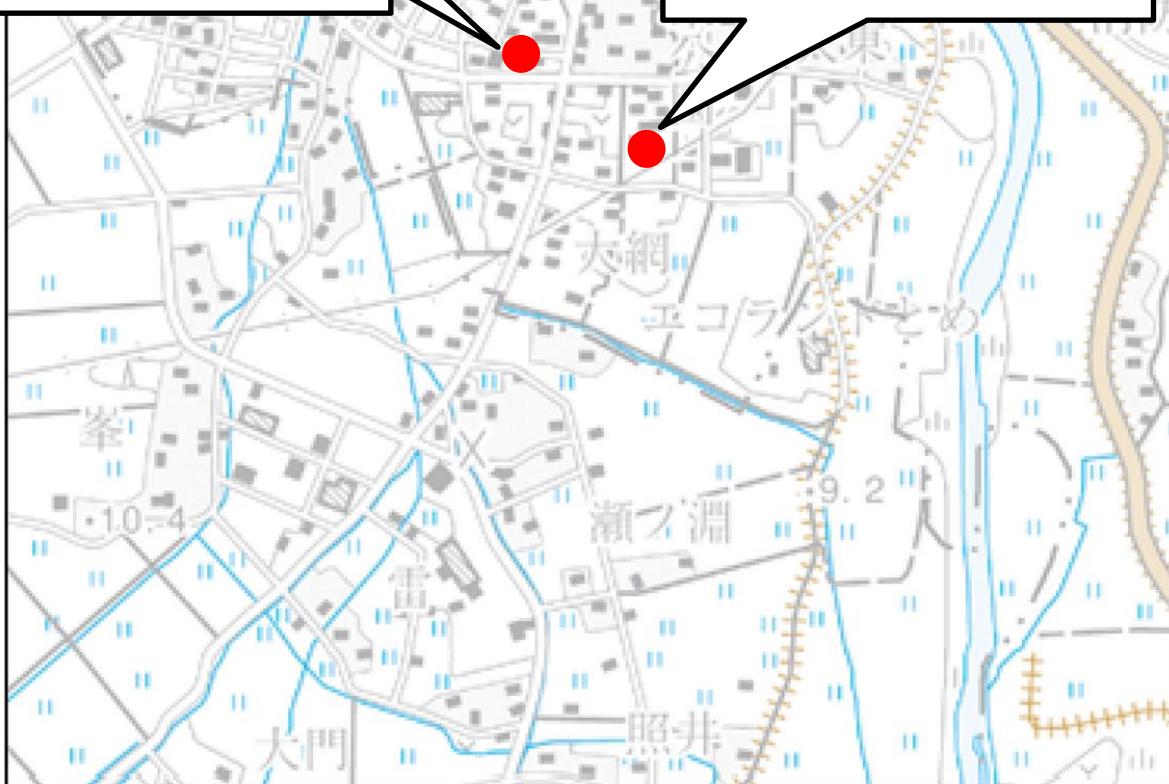
- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認されるまでの参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。**
埋設物等があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入者が行ってください。
- 4 物件は現状有姿での引き渡しとなります。売却前後において市で整地等は行いません。
- 5 周囲が住宅街であるため、周辺住民への生活環境に配慮した用途に利用してください。(土-16、17)
- 6 必ず事前に現地を確認してください。
- 7 開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に行ってください。

物件の位置図



土地-16、17
(登米市迫町佐沼字大網 132 番 2、
132 番 3)

土地-18、19
(登米市迫町佐沼字大網 241 番 2、
241 番 24)



北海道地図株式会社

0 100 200 300 400 500 m
1:12500

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41124号)」

物件概要

【土地】							
物件番号	土地-18	所在地	登米市迫町佐沼字大網241番2				
面 積	1,271.33m ²		地 目	宅地			
最低売却価格		27,484,000円					
接面道路の状況	• 北側に幅員12mの舗装道						
法令等による制限	都市計画区域内（第一種中高層住居専用地域、建ぺい率：60%、容積率：200%）						
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無				
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名			
				電話番号			
	電 気	東北電力	無	東北電力 0120-175-466(コールセンター)			
	ガ 斯	プロパンガス	無				
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター 0120-023-152			
	下水道	公共下水道 (区域内)	有	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3321			
地勢など	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内（第一種中高層住居専用地域） 本物件は東大網住宅として利用されていました。 敷地内の残置物として、NTT柱、防犯灯支柱、量水器ボックス、埋設排水管があります。 現地敷地内に残存している電力柱については、令和7年度に移設予定です。 近隣住宅への配水管、仕切弁が設置されています。埋設ルートの変更が必要なため、開発を行う前に上下水道部水道施設課への協議が必要になります。 土地北側2箇所に公共污水ますが設置されております。 						
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> 市民バス（大網停留所）から約0.3km 三陸自動車道（登米IC）から約7.5km JR東北本線（新田駅）から約10.1km 						
<ul style="list-style-type: none"> 登米市民病院へ 約1.2km 登米市役所迫総合支所へ 約2.1km 佐沼小学校へ 約1.6km 佐沼中学校へ 約2.2km 佐沼警察署へ 約2.6km 							

登米市迫町佐沼字大網 241 番 2 (現地写真)



※ 赤線内が物件です。なお、赤線は参考までに概ねの土地の範囲を示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

登米市迫町佐沼字大網 241 番 2 (土地登記簿)

公用		宮城県登米市追町佐留字大樹241-2		登記事項証明書		(土地)
表題部 (土地の表示)			権利	平成6年11月24日		不動産番号 3327000070808
地図番号	(E1) 55-2		権利特徴	[地主]		
所在	登米郡追町佐留字大樹			[地主]		
	登米市追町佐留字大樹			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年8月18日登記		
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付 (登記の日付)		
241番2	等地	2644	62	[地主]		
[地主]	[地主]	2948	76	①241番3を合併 (昭和43年10月23日)		
[地主]	[地主]	2887	88	②地図 国土調査による成果 (昭和46年1月11日)		
[地主]	[地主]	[地主]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日		
[地主]	[地主]	2815	03	③241番2、241番23に分離 (平成11年1月20日)		
[地主]	[地主]	1271	33	④耕譲 ⑤241番2、241番24ないし241番3 に分離 (令和6年10月11日)		
権利部 (甲区) (所有権に關する事項)						
権利番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項			
1	合併による所有権登記	昭和43年10月23日 第6002号	所有者 登米市追町 相続土番の登記を移記			
	[地主]	[地主]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日			
2	所有権移転	平成18年1月11日 第124号	原因 平成17年4月1日合併による承認 所有者 登米市			
						
<p>これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。</p>						
<p>令和6年10月17日 仙台出張局登米支局</p>						
<p>登記官 後藤 男光</p>						
<p>* 「登記の目的」欄に「新規入地番」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(新規入地番)の新規入地からの取扱いに基づく。 登記者が複数で、申請が述べた登記人の住所・氏名等を付記したものであり、権利譲受を表示するものではない。 * 丁線のあるものは捺印捺印であることを示す。</p>						
<p>監理番号 D09314 (1/1)</p>						

(公図)

